

第 9 号議案

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

(説明) 国が定める利用者負担の上限額基準に合わせて利用者負担額の変更等を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案

国立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(平成26年12月国立市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

イ	ア階層を除き、当該年度分(4月から9月までの月分の利用者負担額については前年度分とする。以下同じ。)市民税非課税世帯又は当該年度分市民税の課税額が均等割額のみ在世帯	9,100 (4,500)	を
---	--	------------------	---

」

「

イ	ア階層を除き、当該年度分（４月から８月までの月分の利用者負担額については前年度分とする。以下同じ。）市民税非課税世帯又は当該年度分市民税の課税額が均等割額のみ在世帯	3,000 (1,500)
---	--	------------------

に

」

改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。